（児童福祉法施行規則の準用）

第六条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の九、第六条の十第一項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第六条の十第一項	国家戦略特別区域限定保育士試験	保育士試験
第六条の十四第一項及び第六条の二十六第二項	保育士試験の	国家戦略特別区域限定保育士試験の
第六条の十五	令第六条	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第八条において準用する令第六条
第六条の十六	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項
	により指定試験機関	により同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）
第六条の十九	法第十八条の十第一項（法第十八条の十一第二項の規定により保育士試験委員	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十第一項（特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十一第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第六条の二十第一項	法第十八条の十三第一項前段	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十三第一項前段
第六条の二十第二項	法第十八条の十三第一項後段	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十三第一項後段
第六条の二十一	法第十八条の十三第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十三第一項
第六条の二十二	令第八条	特区法施行令第八条において準用する令第八条
第六条の二十三第一項	法第十八条の十四前段	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十四前段
第六条の二十三第二項	法第十八条の十四後段	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十四後段

（読替規定）

第七条　法第十二条の四第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条第一項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条第一項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び第六条の三十四から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「、都道府県」とあるのは「、試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

第六条の二第十六第一項	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項
第六条の二十八	令第十一条	特区法施行令第八条において準用する令第十一条
第六条の二十九	令第十一条	特区法施行令第八条において準用する令第十一条
	令第十二条	特区法施行令第七条
	令第十四条	特区法施行令第八条において準用する令第十四条
第六条の三十	法第十八条の十八第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十八第一項
第六条の三十第三号	法第十八条の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	特区法第十二条の四第五項の規定により国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた
第六条の三十四	登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第六条の三十四第二号	法第十八条の五各号	特区法第十二条の四第四項各号
第六条の三十五	法第十八条の十九第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十九第一項
第六条の三十六	法第十八条の十九第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十九第一項
	令第十七条第一項	特区法施行令第八条において準用する令第十七条第一項
	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿

（試験実施指定都市における試験実施）

第八条　試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二条の四第十二項の規定により認定区域計画に法第八条第二項に掲げる事項として、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施するものとする。